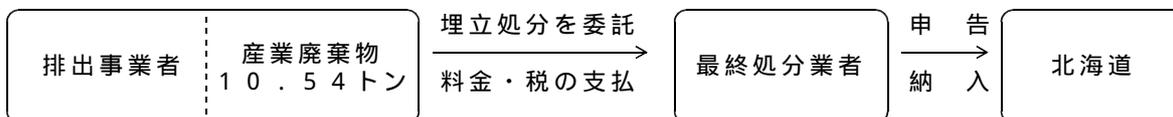




## 【課税の例】

### 産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合

- ・ 排出事業者は、最終処分場に搬入した産業廃棄物の重量に応じた循環税を、特別徴収義務者である最終処分業者に対して処分料金と併せて支払います。
- ・ 最終処分業者は、徴収した循環税について北海道に申告し納入します。



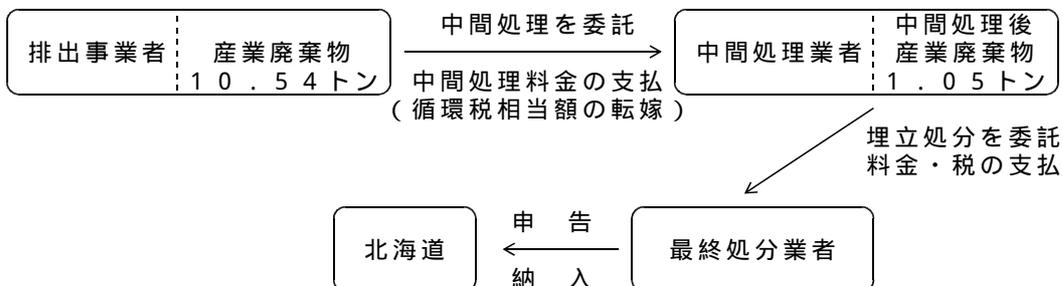
### 【排出事業者が負担する循環税額（北海道に納入される循環税額）】

$$\text{産業廃棄物 } 10.54 \text{ トン} \times \text{税率 } 330 \text{ 円} = \text{税額 } 3,478 \text{ 円}$$

税率330円は、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの暫定税率税額の1円未満の端数は切り捨て

### 産業廃棄物の中間処理を中間処理業者に委託した場合

- ・ 中間処理業者は、最終処分場に搬入した産業廃棄物の重量に応じた循環税を、特別徴収義務者である最終処分業者に対して処分料金と併せて支払います。
- ・ 排出事業者が支払う中間処理料金には、中間処理後に埋立処分される産業廃棄物の重量に応じた循環税相当額が転嫁されます。
- ・ 最終処分業者は、徴収した循環税について北海道に申告し納入します。



産業廃棄物が中間処理により減量化、リサイクル等をされる割合は、産業廃棄物の種類や状態、中間処理施設の能力等によって異なります。

### 【中間処理料金に転嫁される循環税相当額（北海道に納入される循環税額）】

$$\text{中間処理後の産業廃棄物 } 1.05 \text{ トン} \times \text{税率 } 330 \text{ 円} = 346 \text{ 円}$$

税率330円は、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの暫定税率税額の1円未満の端数は切り捨て

中間処理料金に転嫁される循環税相当額は、税そのものではなく処理料金の一部であるため、実際に転嫁される額は排出事業者と中間処理業者との協議により設定することとなります。